

## 青森県職員の「給与等改善勧告」を求める団体署名

青森県人事委員会人事委員長 熊地貴志 殿

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに対して敬意を表します。

感染症拡大防止など、国民の命とくらしを守る公務労働者の役割が社会的に大きく注目されています。今こそ、全体の奉仕者である公務労働者が最大限の力を発揮できるよう処遇や職場環境を整備しなければなりません。ただ、青森県は東北で一番少ない一時金、夏季休暇です。また、妊娠障害休暇がないのも青森県だけです。

貴委員会としても労働基本権制約の代償機関としての役割を果たし、公務労働者の生活を改善するとともに、公務労働者に対する誇りと働きがいを持てる職場を作るために全力をあげることが求められています。また、貴委員会の勧告・報告が市町村職員や公共関連労働者の賃金に大きく影響を与えることにも配慮いただき、下記についてご尽力いただくよう要請します。

### 記

1. 感染症拡大防止や県民生活の安心安全を確保するために奮闘する全ての公務労働者の生活と労働実態に見合う賃金改善をおこなうこと。
2. 青森県公務員の初任給、月例給、一時金及び諸手当、地域間格差を解消し引き上げる勧告を行うこと。
3. 高齢層職員の賃金抑制や55歳以上の職員の昇給停止を止めること。
4. 均等待遇の原則のもとで臨時・会計年度職員の待遇改善に取り組むよう改善を行うこと。時給を1500円以上とすること。
5. 65歳まで安心して働ける職場環境を整備すること。また、再任用職員の賃金を大幅に引き上げるとともに、一時金の支給月数改善、生活改善手当、特に、寒冷地手当を支給すること。
6. 「子の看護休暇」「育児休業」等の対象年齢を引き上げるなど、育児・介護休暇制度をはじめとする両立支援制度を拡充すること。
7. 長時間過密労働を防ぐため、正確で客観的な勤務時間管理を徹底するよう勧告を行うこと。
8. 夏季休暇を年間6日間にすること。
9. 「教育に穴があく」ことがないように定数内臨時職員を解消すること。
10. 妊娠障害休暇を新設すること。また、不妊治療のための通院休暇を制度化すること。
11. 法改正施行によるパワーハラスメント防止に向けた措置をはじめ、ハラスメント対策が実効あるものとする。
12. 学校現場に更なる長時間労働を産む変形労働制を導入しないこと。

2020年 月 日

住 所

---

団 体 名

---

代表者名

---

青森県人事委員会宛 青森県職員の「給与等改善勧告」を求める要請署名

青森県人事委員会人事委員長 熊地貴志 殿

感染症拡大防止など、国民の命とくらしを守る公務労働者の役割が社会的に大きく注目されています。今こそ、全体の奉仕者である公務労働者が最大限の力を発揮できるよう処遇や職場環境を整備しなければなりません。ただ、青森県は東北で一番少ない一時金、夏季休暇です。また、妊娠障害休暇がないのも青森県だけです。

貴委員会としても労働基本権制約の代償機関としての役割を果たし、公務労働者の生活を改善するとともに、公務労働者に対する誇りと働きがいを持てる職場を作るために全力をあげることが求められています。また、貴委員会の勧告・報告が市町村職員や公共関連労働者の賃金に大きく影響を与えることにも配慮いただき、下記についてご尽力いただくよう要請します。

記

1. 感染症拡大防止や県民生活の安心安全を確保するために奮闘する全ての公務労働者の生活と労働実態に見合う賃金改善をおこなうこと。
2. 青森県公務員の初任給、月例給、一時金及び諸手当、地域間格差を解消し引き上げる勧告を行うこと。
3. 高齢層職員の賃金抑制や55歳以上の職員の昇給停止を止めること。
4. 均等待遇の原則のもとで臨時・会計年度職員の待遇改善に取り組むよう改善を行うこと。時給を1500円以上とすること。
5. 65歳まで安心して働ける職場環境に整備すること。また、再任用職員の賃金を大幅に引き上げるとともに、一時金の支給月数改善、生活改善手当、特に、寒冷地手当を支給すること。
6. 「子の看護休暇」「育児休業」等の対象年齢を引き上げるなど、育児・介護休暇制度をはじめとする両立支援制度を拡充すること。
7. 長時間過密労働を防ぐため、正確で客観的な勤務時間管理を徹底するよう勧告を行うこと。
8. 夏季休暇を年間6日間にする事。
9. 「教育に穴があく」ことがないように定数内臨時職員を解消すること。
10. 妊娠障害休暇を新設すること。また、不妊治療のための通院休暇を制度化すること。
11. 法改正施行によるパワーハラスメント防止に向けた措置をはじめ、ハラスメント対策が実効あるものとする事。
12. 学校現場に更なる長時間労働を産む変形労働制を導入しないこと。

氏名	住所

県宛 青森県職員の「給与等改善勧告」を求める要請署名

青森県知事 三村申吾 殿

感染症拡大防止など、国民の命とくらしを守る公務労働者の役割が社会的に大きく注目されています。今こそ、全体の奉仕者である公務労働者が最大限の力を発揮できるよう処遇や職場環境を整備しなければなりません。

貴職におかれましては、コロナ禍の中で保健所への指示や県民の暮らしを守るための諸施策など、特に自営業者への援助などの奮闘と尽力に感謝と敬意を申し上げます。しかし、一方、県内の医療機関の弱体化も露わになっています。

今、求められているのは、県民の命と暮らしを守る県政の実現を一層図るとともに、良質で安定した公務・公共サービスを提供するためにも、以下の実現を要求するよう求めます。

記

1. 感染症拡大防止や県民生活の安心安全を確保するために奮闘する全ての公務労働者の生活と労働実態に見合う賃金改善をおこなうこと。
2. 青森県公務員の初任給、月例給、一時金及び諸手当、地域間格差を解消するため引き上げること。
3. 高齢層職員の賃金抑制や55歳以上の職員の昇給停止を止めること。また、能力・実績主義強化の制度改悪は行わないこと。
4. 均等待遇の原則のもとで臨時・会計年度職員の待遇改善に取り組むよう改善を行うこと。時給を1500円以上とすること。
5. 65歳まで安心して働ける職場環境に整備すること。また、再任用職員の賃金を大幅に引き上げるとともに一時金の支給月数改善、生活改善手当、特に、寒冷地手当を支給すること。
6. 「子の看護休暇」「育児休業」等の対象年齢を引き上げるなど、育児・介護休暇制度をはじめとする両立支援制度を拡充すること。
7. 長時間過密労働を防ぐため、正確で客観的な勤務時間管理をするよう各職場に指示すること。
8. 夏季休暇を年間6日間にする事。
9. 「教育に穴があく」ことがないように定数内臨時職員を解消すること。
10. 妊娠障害休暇を新設すること。また、不妊治療のための通院休暇を制度化すること。
11. 法改正施行によるパワーハラスメント防止に向けた措置をはじめ、ハラスメント対策が実効あるものとする事。
12. 学校現場に更なる長時間労働を産む変形労働制を導入しないこと。

氏名	住所

← 県人事委員会宛

→ 県宛

二つの署名で私たちの労働条件の改善を求めます。